

佐賀県告示第 551 号

佐賀県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、平成 28 年佐賀県告示第 283 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その申告期限等が平成 28 年 4 月 14 日から同年 11 月 29 日までの間に到来するもの（県税条例第 30 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により課する法人の県民税、同項第 5 号の規定により課する利子割、同項第 6 号の規定により課する配当割、同項第 7 号の規定により課する株式等譲渡所得割、県税条例第 47 条第 1 項の規定により課する法人の事業税、県税条例第 56 条の 2 の規定により課する地方消費税並びに県税条例第 70 条及び佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成 27 年佐賀県条例第 31 号）附則第 5 条第 3 項の規定により課する県たばこ税に限る。）について、同月 30 日とする。

平成 28 年 11 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、南関町、長洲町及び和水町、菊池郡大津町及び菊陽町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村及び高森町、上益城郡嘉島町、甲佐町及び山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町及び津奈木町、球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及びあさぎり町並びに天草郡苓北町